

○警察本部及び警察学校の処務に関する訓令

昭和32年12月27日

本部訓令第16号

改正 平成29年3月9日警察本部訓令第2号
平成30年2月27日警察本部訓令第2号
令和2年9月30日警察本部訓令第20号
令和4年3月7日警察本部訓令第4号
令和4年3月23日警察本部訓令第10号
令和4年9月14日警察本部訓令第17号
令和5年1月17日警察本部訓令第4号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 削除

第3章 削除

第4章 服務（第11条—第30条）

第5章 指導監督（第31条—第35条）

第6章 金庫等の取扱（第36条）

第7章 庁舎の管理及び火災予防等（第37条—第42条）

第8章 削除

第9章 事務処理（第47条—第53条）

第10章 削除

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 警察本部（以下、「本部」という。）における事務の処理及び本部に勤務する職員（以下「職員」という。）の服務については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 所属 本部の課、所、隊、警察学校及び警察署をいう。

- (2) 所属長 所属の長をいう。
- (3) 課 本部の課、所、隊及び警察学校をいう。
- (4) 課長 課の長をいう。
- (5) 部長 本部の部長及び首席監察官をいう。
- (6) 幹部 巡査部長以上の階級にある警察官及び主任以上の職にある一般職員をいう。

本条…一部改正 [平成30.2本部訓令2]

第3条 削除

第4条 削除

[平成26.4本部訓令18]

(部・所属間の連絡協調)

第5条 部長及び課長は、相互に他の部長及び所属長と緊密な連絡を保ち、警察の共同目的達成に努めなければならない。

見出し…改正・本条…一部改正 [平成26.4本部訓令18]

第2章 削除

[平成23.7本部訓令10]

第6条 削除

[平成23.7本部訓令10]

第3章 削除

[平成7.3本部訓令6]

第7条から第10条まで 削除

[平成7.3本部訓令6]

第4章 服務

(勤務時間等)

第11条 職員の勤務を分けて日勤制勤務（通常勤務及び毎日勤務をいう。）、交替制勤務とし勤務方法は次表のとおりとする。

勤務制		勤務方法
交替制勤務		職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項に基づく職員として、日勤、当務及び非番により勤務する。
日勤制勤務	通常勤務	勤務時間条例第3条第1項に基づく勤務をする。
	毎日勤務	勤務時間条例第4条第1項に基づく職員として、毎日一定時間おおむね

		昼間に勤務をする。
--	--	-----------

2 通常勤務の職員（次に掲げるものを除く。）の勤務時間は、8 時30分から17時15分までとする。

（1） 公務運営上の事情により課長が休日（勤務時間条例第 8 条に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）の勤務又は時差出勤を命じた職員

（2） 警察本部長（以下「本部長」という。）承認に係る勤務時間条例第 7 条に規定する早出遅出勤務を行う職員

（3） その他特別な事情を有する職員として本部長が認めるもの

3 通常勤務の職員（前項第 1 号及び第 3 号に掲げるものを除く。）の休憩時間は、12時から13時までとする。

4 交替制勤務及び毎日勤務の職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割り振りは、別に定める基準に基づき、課長が行うものとする。

5 交替制勤務及び毎日勤務の職員の休憩時間は、別に定める基準に基づき、課長が指定するものとする。

本条…一部改正〔昭和56.6本部訓令16、平成元. 4本部訓令 5〕、全部改正〔平成元. 7本部訓令10〕、一部改正〔平成4.8本部訓令15、13.12本部訓令33、17.1〕、見出し…改正・本条…一部改正〔平成19.10本部訓令12〕、本条…一部改正〔平成21.3本部訓令10、26.4本部訓令18、30.2本部訓令 2、令和4.9本部訓令17〕

（休養等）

第12条 課長は、特に過労の勤務に服した職員に対し、休養又は出勤猶予を与えることができる。

（有事即応の心構え）

第13条 課長は、非常招集その他有事に備え、職員の住所、連絡先及び所在を把握しなければならない。

2 職員は、自己の住所及び連絡先を課長に届け出なければならない。

3 職員は、非常招集その他有事に際して直ちに勤務に就くことができるよう、常に連絡手段を確保し、又は自己の所在を明確にしておかなければならない。

見出し…改正・本条…一部改正〔平成26.4本部訓令18〕、本条…一部改正〔平成27.2本部訓令 5〕

（非常招集態勢の確立）

第14条 職員は、非常事態の発生を知ったときは、休日、非番又は休暇中にかかわらず、直

ちに勤務する課に参集し、上司の指揮を受けなければならない。

本条…一部改正 [平成5.7本部訓令 7、26.4本部訓令18、30.2本部訓令 2]

(初動態勢の確立)

第14条の 2 課長は、職員に対して第11条に定める勤務時間以外において、直ちに職務に従事できる態勢を維持するよう命じることができる。

本条…追加 [平成29.3本部訓令 2]

(居住区域)

第15条 警察官は、原則として、勤務する課までおおむね60分以内に参集できる区域（以下「居住区域」という。）に居住しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により、居住区域外に居住しようとする者は、あらかじめ居住区域外居住承認申請書（様式第 1 号）により、課長以上の警察官にあっては本部長の、その他の警察官にあっては勤務する課の課長の承認を受けなければならない。

本条…全部改正 [昭和56.10本部訓令24、一部改正 [平成4.2本部訓令 3、17.2、26.4本部訓令18、30.2本部訓令 2、令和4.9本部訓令17]

(入居指定)

第15条の 2 本部長は、課長たる職員に対して職務の必要により宿舍等への入居を指定するものとする。

2 課長は、職員に対して職務の必要により宿舍等への入居を指定するものとする。

本条…追加 [昭和56.10本部訓令24]、一部改正 [平成26.4本部訓令18]

第15条の 3 削除

[令和4.9本部訓令17]

(承認の期限)

第15条の 4 居住区域外居住の承認については、業務運営上の支障が生ずることにより当該承認が取り消されるまで効力を有するものとする。ただし、この間において、他の所属へ配置換えになったとき若しくは居住区域外居住の理由が無くなったとき又は承認の条件として付した期限が到来したときは、その効力を失う。

2 居住区域外居住の承認を受けた警察官は、居住区域外居住の理由が無くなったときは、課長以上の警察官にあっては本部長に、その他の警察官にあっては勤務する課の課長にその旨申告しなければならない。

本条…追加 [昭和56.10本部訓令24]、一部改正 [平成22.5本部訓令 8、30.2本部訓令 2、令和4.9本部訓令17]

第15条の5 削除

[平成30.2本部訓令2]

第16条 削除

(旅行)

第17条 職員は、私事用件のため外泊を伴って県外（第15条に規定する居住区域を除く。以下同じ。）に旅行しようとするときは、あらかじめ部長及び課長は旅行承認申請簿（様式第3号）により本部長の、その他の職員は旅行承認申請簿（様式第3号の2）により課長の承認を受けなければならない。

2 職員は、私事用件のため次の各号に該当する旅行をしようとするときは、旅行届出簿（様式第3号の3）により旅行先、連絡方法等を課長に届け出なければならない。

- (1) 外泊を伴わず県外（第15条に規定する居住区域を除く。）に旅行しようとするとき
- (2) 外泊を伴って県内（第15条に規定する居住区域を除く。）に旅行しようとするとき
- (3) 外泊を伴って県外に旅行しようとするときで、旅行先が第15条に規定する居住区域であるとき

3 職員は、前項に定める私事用件のため旅行しようとする場合で、課長が職務遂行上やむを得ないと認める事情によりあらかじめ承認を受けるよう指示したときは、第1項に規定するところにより承認を受けなければならない。

4 職員は、第1項に規定する申請又は第2項に規定する届出を自ら行うことができないときは、他の職員を介しその手続を執ることができる。

5 第1項に規定する申請及び承認並びに第2項に規定する届出は、必要事項を電子計算組織に登録することにより代えることができる。

(条…全部改正 [昭和56.4本部訓令7]、一部改正 [昭和56.10本部訓令24、平成4.4本部訓令11、22.5本部訓令8、26.4本部訓令18、30.2本部訓令2、令和5.1本部訓令4])

(国外旅行)

第17条の2 職員は、私事用件のため国外旅行をしようとするときは、別に定めるところにより本部長の承認を受けなければならない。

(勤務記録簿)

第18条 課長が指名する者は、勤務記録簿（様式第4号）により、各職員の出勤状況を明確に記録しなければならない。

本条…一部改正 [昭和56.10本部訓令24]、全部改正 [平成5.12本部訓令12]、一

部改正〔平成26.4本部訓令18〕

第19条 削除

〔昭和56.4本部訓令7〕

(赴任期間)

第20条 職員は、配置換えを命ぜられたときは、発令の日に赴任しなければならない。

2 病気その他の理由により発令の日に赴任することができないときは、あらかじめ、部長及び課長は本部長の、その他の職員は赴任先の所属長の許可を受けなければならない。

本条…一部改正〔平成29.3本部訓令2、令和4.9本部訓令17〕

(職員の出張)

第21条 職員の出張は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号）の定めるところにより行わなければならない。

本条…一部改正〔昭和54.2本部訓令4〕、全部改正〔平成26.4本部訓令18〕

(外出・遅刻及び早退)

第22条 職員は、勤務時間中に外出しようとするとき、若しくは出勤時間に遅れようとするとき、又は早退しようとするときは、上司の承認を受けなければならない。

(退庁時等の整頓)

第23条 職員は、退庁又は外出するときは、保管中の公文書はもちろん、机上等を整頓しなければならない。

(不出勤時の措置)

第24条 職員は、病気その他の理由により出勤することができないとき、担当する事務で急を要するものがある場合は、速やかに上司に報告しなければならない。

本条…一部改正〔令和4.9本部訓令17〕

(身上届)

第25条 職員は、改氏名、転籍等身上に異動を生じたときは、その旨課長を通じて本部長に届け出なければならない。

本条…一部改正〔平成26.4本部訓令18、令和4.9本部訓令17〕

第26条 削除

〔平成26.4本部訓令18〕

(復命)

第27条 職員は、出張から帰ったときは、その結果を、部長（首席監察官は除く。）は直接

に、首席監察官及び課長は所属部長（学校長は警務部長とする。）を経て本部長に、その他の職員は課長に速やかに報告しなければならない。

本条…一部改正〔昭和54.2本部訓令4、平成26.4本部訓令18〕

（点検等の実施）

第28条 毎月定例日を定めて点検を行う。ただし、雨天その他の理由により定例日に実施することができないときは、実施の日を変更することができる。

本条…一部改正〔平成26.4本部訓令18、令和4.9本部訓令17〕

第29条 削除

〔平成26.4本部訓令18〕

（用品に対する責任）

第30条 職員は、給与品及び貸与品又は自己の管理する物品、証拠品若しくは拾得物に盗難又は損傷があったときはその旨速やかに課長に報告しなければならない。

本条…一部改正〔平成26.4本部訓令18、令和4.9本部訓令17〕

第5章 指導監督

（指導監督の目的及び責任）

第31条 幹部は、職員がその職務を全うし、警察の機能が能率的かつ適正に発揮されるように、常に職員の指導監督に努めなければならない。

2 部長は部内全職員を、課長は課内全職員を、その他の幹部は各階級に従い、それぞれ下級の職員を指導監督し、部下の功過についてはその責を負わなければならない。

本条…一部改正〔令和4.9本部訓令17〕

（指導監督上の心得）

第32条 指導監督にあたる者は、常に次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1） 人格を陶冶し、良識を養い、部下の範となるよう努めること。
- （2） 法令その他諸般の事務について、積極的に工夫研究し、上司の補佐と部下の指導教養に努めること。
- （3） 部下に接するには、厳正な規律のうちにも温情をもってすること。
- （4） 部下に対しては、公正無私、信賞必罰を旨とし、長所、善所はこれを助長し、短所、過小は大小にかかわらず情理を尽くして是正に努めること。
- （5） 部下に対しては、常に意見又は希望を述べる機会を与え、課内の融和を図り、課一体の実現に努めること。
- （6） 指示、命令した事項については、事後監査を励行し、その徹底と過誤防止を期する

よう努めること。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(指導監督事項)

第33条 指導監督事項は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤怠及び規律の状況
- (2) 執行務の適否並びに指示、命令の遵守及び実行状況
- (3) 諸簿冊の整理、保存及び取扱の適否
- (4) 部外者応接の状況
- (5) 備品、消耗品、保管金品等の取扱の適否
- (6) 給与品及び貸与品の保存手入並びに使用状況
- (7) 公印管守の状況
- (8) 指導監督の適否
- (9) 各種公私機関との連絡協調の状況
- (10) 責任観念の厚薄
- (11) 礼式、服装及び態度の適否
- (12) 注意力、判断力及び企画力の程度
- (13) 分掌事務の処理及び能力の適否
- (14) 宿直勤務の状況
- (15) 庁舎等の建物及び物件の管理状況
- (16) 勉学及び修養の状況
- (17) 性質の長短及び素行の良否
- (18) 上司同僚及び部下との関係
- (19) 私生活及び健康の程度
- (20) その他特命事項の実績

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(指導監督結果の報告)

第34条 課長は、部下職員について指導監督した事項で特に必要であると認める事項は、速やかに所属部長を通じて本部長に報告しなければならない。

2 次席以下の幹部は、部下職員について指導監督した事項で必要であると認めたときは、その都度直属上司を通じて課長に報告しなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(本部の会議)

第35条 本部長は、警察運営及び事務処理に関し、指示、協議、調整等を行うため、次に掲げる会議のほか、必要な会議を開くものとする。

- (1) 部長会議
- (2) 企画調整会議
- (3) 署長会議
- (4) 副署長等会議

2 前項に掲げる会議の出席者は、本部長が定める。

本条…全部改正 [昭和54.2本部訓令 4]、一部改正 [昭和56.4本部訓令 7、平成21.3本部訓令 5、23.3本部訓令 3、26.4本部訓令18]]

第6章 金庫等の取扱

(鍵の保管)

第36条 金庫及び倉庫（以下「金庫等」という。）の鍵は、課長の指定した取扱責任者が保管しなければならない。

2 金庫等の開閉は、課長又は取扱責任者の立ち会いの下に行わなければならない。

見出し…改正・本条…一部改正 [平成26.4本部訓令18]

第7章 庁舎の管理及び火災予防等

(清潔整頓)

第37条 課長は、課内外の清掃を徹底して庁舎の整備、室内の美化整頓に留意し、これを維持するように努めなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

第38条 削除

[平成26.4本部訓令18]

(防火管理者)

第39条 次の各号に掲げる庁舎ごとの防火管理者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 本部庁舎 会計課長
- (2) 学校庁舎 校長
- (3) 機動隊庁舎 機動隊長
- (4) 運転免許課庁舎 運転免許課長
- (5) 運転免許試験場 運転免許試験場長
- (6) 交通機動隊庁舎 交通機動隊長

(7) 高速道路交通警察隊庁舎 高速道路交通警察隊長

2 防火管理者は、庁舎の配電設備、煙突等の施設について随時点検を行わなければならない。

本条…一部改正 [昭和52.3本部訓令10、平成3.3本部訓令2、9.3本部訓令8、18.3本部訓令10、26.4本部訓令18、令和4.3本部訓令10]

(防火訓練)

第40条 防火管理者は、防火設備を整備し、消防計画を立てて年1回以上防火訓練を行わなければならない。

[平成26.4本部訓令18]

(火災予防)

第41条 課長は、課内各室及びその管理する施設ごとに火気当番を指定し、防火管理者と緊密な連絡を保ち、火災予防の徹底を期さなければならない。

2 火気当番を命ぜられた者は、おおむね次に掲げる任務に従事するものとする。

(1) 各室の退庁者とともに火気の始末を行うこと。ただし、退庁時限後残務者があるときは、その残務者が火気始末の責任を負う。

(2) 消化設備の点検を行うこと。

(3) 油等引火し易い物の始末を行うこと。

(盗難予防)

第42条 課長は、課内各室の施錠その他盗難予防設備を整備し、盗難予防の徹底を期さなければならない。

2 火気当番又は各室の最終退庁者は、窓、出入口扉等の施錠を確実に行わなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

第8章 削除

第43条から第46条の2まで 削除

[平成26.12本部訓令29]

第9章 事務処理

(事務処理の原則)

第47条 事務は、別に定めるもののほか、すべて本部長の決裁を受けて処理しなければならない。

2 事務処理は、敏速適確を期さなければならない。

(公衆接遇)

第48条 公務のため面接を請う者又は呼び出しに応じた者があるときは、速やかに応接し、かつ、丁寧親切でなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(部長・課長の事務引継)

第49条 部長及び課長が配置換え、退職その他の理由により、その職を離れるときは、前後任者において速やかに事務引継を行い、引継書に連署の上、本部長に報告しなければならない。

2 やむを得ない事情により前後任者において事務引継ができないときは、本部長の指定する者が引継ぎを行い、又は引継ぎを受けなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(事務引継事項)

第50条 部長及び課長の事務引継事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 部(課)務の概況
- (2) 部(課)の定員、現員その他職員の状況
- (3) 懸案事項及び未決事項
- (4) 備品、消耗品及び保管金品
- (5) その他参考となる事項

2 前項の引継事項中、会計に関するものは、その関係法規の定めるところによる。

(職員の事務引継)

第51条 次席以下の職員が配置換え、退職その他の理由により、その職を離れるときは、分掌事務、保管金品等を整理し、前後任者において速やかに事務引継を行い、課長に報告しなければならない。この場合において課長は、事務の性質等により必要があるときは、引継書を提出させることができる。

2 やむを得ない事情により前後任者において事務引継ができないときは、課長の指定する者が引継ぎを行い、又は引継ぎを受けなければならない。

本条…一部改正 [平成26.4本部訓令18、令和4.9本部訓令17]

第52条 削除

[令和4.9本部訓令17]

第53条 削除

[昭和56.4本部訓令7]

第10章 削除

[平成7.11本部訓令第15]

第54条から第94条まで 削除

[平成7.11本部訓令第15]

附 則

- 1 この訓令は、昭和33年1月1日から施行する。
- 2 従前の規定による様式でこの訓令に定める様式と著しく相違しないものは、昭和33年3月31日まで、なお継続して使用することができる。

附 則（昭和34年12月9日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和34年12月9日から施行する。

附 則（昭和35年6月23日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和35年7月1日から施行する。

附 則（昭和37年2月12日本部訓令第1号）

- 1 この訓令は、昭和37年2月12日から施行する。
- 2 この訓令の規定による改正様式については、当該規定にかかわらず、当分の間なお従前の様式を用いることができる。

附 則（昭和37年4月16日本部訓令第14号）

- 1 この訓令は、昭和37年3月25日から適用する。
- 2 この訓令の規定による改正様式については、当該規定にかかわらず、当分の間なお従前の様式を用いることができる。

附 則（昭和37年8月25日本部訓令第21号）

この訓令は、昭和37年8月25日から施行する。

附 則（昭和37年12月21日本部訓令第31号）

この訓令は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（昭和38年4月15日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年12月25日本部訓令第20号）

この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。

附 則（昭和39年4月30日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年11月6日本部訓令第24号）

この訓令は、昭和39年12月1日から施行する。

附 則（昭和39年11月24日本部訓令第27号）

この訓令は、昭和39年12月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月10日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和40年9月21日本部訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年10月21日本部訓令第20号）

この訓令は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月28日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年6月1日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和41年6月1日から施行する。

附 則（昭和41年7月1日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則（昭和41年10月26日本部訓令第24号）

この訓令は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月20日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和43年4月20日から施行する。

附 則（昭和44年12月27日本部訓令第24号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年1月31日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和45年2月16日から施行する。

附 則（昭和45年10月5日本部訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月3日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和47年3月3日から施行する。

附 則（昭和47年3月13日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年8月5日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和47年8月5日から施行する。

附 則（昭和48年 3 月31日本部訓令第 8 号）

この訓令は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和49年 3 月25日本部訓令第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和49年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年 3 月19日本部訓令第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和52年 3 月28日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年 2 月19日本部訓令第 4 号）

この訓令は、昭和54年 2 月19日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月24日本部訓令第 4 号）

この訓令は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和56年 4 月 1 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、昭和56年 4 月10日から施行する。

附 則（昭和56年 6 月22日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和56年 6 月22日から施行する。

附 則（昭和56年 6 月22日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和56年 6 月22日から施行する。

附 則（昭和56年10月 8 日本部訓令第24号）

この訓令は、昭和57年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 1 月25日本部訓令第 2 号）

この訓令は、昭和57年 1 月25日から施行する。

附 則（昭和58年11月26日本部訓令第 7 号）

この訓令は、昭和59年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和61年 3 月24日本部訓令第 6 号）

この訓令は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 7 月31日本部訓令第10号抄）

- 1 この訓令は、平成元年 8 月 6 日から施行する。
附 則（平成 3 年 3 月 29 日本部訓令第 2 号）
この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 4 年 2 月 17 日本部訓令第 3 号）
この訓令は、平成 4 年 2 月 24 日から施行する。
附 則（平成 4 年 4 月 30 日本部訓令第 11 号）
この訓令は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。
附 則（平成 4 年 8 月 24 日本部訓令第 15 号）
この訓令は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。
附 則（平成 5 年 7 月 6 日本部訓令第 7 号抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成 5 年 7 月 25 日から施行する。
附 則（平成 5 年 12 月 13 日本部訓令第 12 号）
この訓令は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。
附 則（平成 7 年 1 月 30 日本部訓令第 2 号）
この訓令は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。
附 則（平成 7 年 3 月 31 日本部訓令第 6 号抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 7 年 11 月 21 日本部訓令第 15 号抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。
附 則（平成 9 年 3 月 24 日本部訓令第 8 号）
この訓令は、平成 9 年 3 月 25 日から施行する。
附 則（平成 10 年 3 月 10 日本部訓令第 3 号抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成 10 年 3 月 25 日から施行する。
附 則（平成 13 年 12 月 7 日本部訓令第 33 号）
この訓令は、公布の日から施行する。
附 則（平成 17 年 1 月 17 日本部訓令第 1 号）
この訓令は、平成 17 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成17年 2 月25日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成17年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年11月28日本部訓令第21号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月31日本部訓令第12号）

この訓令は、平成19年11月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月25日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成21年 3 月26日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 5 月24日本部訓令第 8 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の警察本部の処務に関する訓令第15条の 3 の規定により承認を受けている者は、改正後の警察本部の処務に関する訓令第15条の 3 の規定により届出をした者とみなす。

附 則（平成23年 3 月31日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 7 月14日本部訓令第10号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 4 月21日本部訓令第18号）

この訓令は、平成26年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月19日本部訓令第29号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 4 この訓令の施行の際、現に、この訓令による改正前の警察本部及び警察学校の処務に関

する訓令（昭和32年佐賀県警察本部訓令第16号）第44条並びに警察署の処務に関する訓令（佐賀県警察本部訓令第17号）第71条の規定により登録されている公印については、この訓令第8条の規定により登録されている公印とみなす。

附 則（平成27年2月26日本部訓令第5号）

この訓令は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第2号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年本部訓令第20号）

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年本部訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令による改正前の各訓令に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年本部訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年本部訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年本部訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号(第15条)

居 住 区 域 外 居 住 承 認 申 請 書

所 属 、 係 名	所 属 係 名
階 級	階 級
氏 名	氏 名
現 所 属 配 置 年 月 日	年 月 日
居住しようとする 住 所	
勤務する課までの 参 集 時 間	おおむね 時間 分
勤務する課までの 参 集 方 法 (交通手段)	
居 住 区 域 外 に 居住しようとする 特 別 な 事 情	
上記のとおり居住区域外に居住することについて、承認を受けたいので申請します。 年 月 日 階級 氏名 殿	
承 認 者 意 見	(承認者)

様式第3号(第17条)

本部長	警務部長	所属部長

	旅行承認申請票
所属、階級、 氏名	所属 階級 氏名
旅行時間	月 日 時から 月 日 時まで
旅行先	
旅行事由	
参考事項	

受理	受理者
年 月 日	

様式第3号の2(第17条)

旅 行 承 認 申 請 簿

課 長	次 席	課長 補佐	申請 月 日	旅 行 月 日 時	旅行先	用件	利用交 通機関	階級 身分	氏 名

様式第3号の3(第17条関係)

旅 行 届 出 簿

届 出 月 日	旅 行 月日時	旅 行 先 連絡方法	用 件	利用交 通機関	階級 身分	氏 名

様式第4号(第18条)

勤務記録 (年 半期)				記入 記号	年休	年次休暇	生休	生理休暇	妊休	妊娠障害 休 暇	特休	特別休暇	代休	代休日	出 張	年かゝ 年への年次休暇繰越日数 ㉔ 日								
					公災	公務災害に よる休暇	婚休	結婚休暇	産補 休 暇	出産補助 休 暇	職免	職務免除	×	週休日	休 職	年における年次休暇日数 ㉕ 日								
					介休	介護休暇	産休	産前及び 産後休暇	忌休 祭休	忌祭休暇	全振	一日振替	㉖	遅 刻	㉗	停 職	年中に与えられる年次休暇日数 ㉔+㉕ 日							
					集 計 表																			
階級(身分)					病休	病気休暇	産通	産前産後 通院休暇	夏休	夏季休暇	育休	育児休暇	㉘	早 退	㉙	欠 勤	年 次 休 暇		病気 休暇	特別 休暇	その他			
氏名																	使 用					残		
																	日数	時間				日数	時間	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15									
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15									
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15									
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15									
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15									
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
備 考																合 計								

様式第 1 号（第15条）

本様式…全部改正〔平成30.2本部訓令 2〕、一部改正〔令和4.3本部訓令 4〕

様式第 1 号の 2 削除

〔令和4.9本部訓令17〕

様式第 1 号の 3 削除

〔平成30.2本部訓令 2〕

様式第 2 号 削除

〔平成26.4本部訓令18〕

様式第 3 号（第17条）

本様式…全部改正〔昭和56.4本部訓令 7〕、旧様式 2 号…繰下〔昭和56.10本部訓令24〕、本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令 2、令和4.3本部訓令 4〕

様式第 3 号の 2（第17条）

本様式…追加〔昭和56.4本部訓令 7〕、旧様式 2 号の 2…繰下〔昭和56.10本部訓令24〕、本様式…一部改正〔令和4.3本部訓令 4〕

様式第 3 号の 3（第17条関係）

本様式…追加〔平成4.4本部訓令11〕

様式第 4 号（第18条）

本様式…全部改正〔令和2.9本部訓令20〕